

北杜市立甲陽病院売店運営業務仕様書

1 件名

北杜市立甲陽病院売店運営業務

2 概要・目的

本業務は、北杜市立甲陽病院において、飲食物、日用品及び衛生材料等の販売を行うことにより、病院利用者等の利便性の向上を図ることを目的とする。

3 使用期間

令和3年6月1日から令和8年5月31日までの5年間とする。

(営業開始日は、令和3年7月1日(木)とする。ただし、当該日前に営業できる場合は、この限りでない。)

4 業務の履行場所

山梨県北杜市長坂町大八田3954

北杜市立甲陽病院本館1階

5 病院の概要

【開設者】 北杜市長 上村 英司

【開設日】 昭和23年2月

【院長】 中瀬 一

【所在地】 山梨県北杜市長坂町大八田3954

【許可病床数】 122床(一般病床86床 感染症4床 療養病床32床)

【診療科目】 内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科、内分泌内科、神経内科、人工透析内科、外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、リハビリテーション科

【看護配置基準】 一般病棟 10対1

【施設の概要】 敷地面積 10,891.96㎡

【診療実績】

項目			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (2月まで)
入院	延入院患者数	人	26,367	27,809	22,877
	一日平均患者数	人	72.2	76.0	68.4
外来	延外来患者数	人	65,889	64,026	52,243
	一日平均患者数	人	225.6	220.8	195.6

6 売店運營業務の概要

(1) 店舗等の面積

本館1階 31.85㎡(床面積)

(2) 店舗の場所等

平面図(別記1)及び北杜市立甲陽病院売店設備配置図(別記2)のとおり。

(3) 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 午前9時から午後4時まで

土曜日 午前9時から午後1時まで

(4) 休業日

日曜日・祝祭日・年末年始

(5) 業務内容

ア 施設内売店の企画・設置

イ 施設内売店の管理・運営

ウ 施設内売店運営に必要な仕入業務など一切

(6) 運營業務内容に関する条件

① 販売品目

食品、乳製品、菓子、飲料、日用雑貨、化粧品、衣料品、新聞並びに病院で使用している衛生材料等。

※販売品目は協議の上、追加及び削除など必要に応じて変更出来るものとする。

※販売品目で危険物及び危険と思われる商品については、店頭陳列をしないものとする。

② 取扱禁止品目

酒類、タバコ、成人向け図書、その他市が療養に適さないと判断する商品は取り扱わないこと。

③ ごみ処分

売店運営で発生した事業ごみについては、関係法令を遵守し処分すること。

7 業務に当たっての留意事項

(1) 売店運營業務の概要に示す営業日、営業時間、販売品目等については、市が設ける基準条件であり、具体的な運営内容については出店を希望する事業者から提案された企画提案書に基づき市と協議の上、決定すること。

(2) 店舗計画等の変更が生じた場合は、直ちに市と協議すること。

(3) 店内はもとより、物品の搬出入ルート等は常に整理整頓や清潔保持に努めること。

- (4) 大規模な災害の発生時は、商品在庫を提供する等、可能な限り協力すること。
- (5) 食中毒等の防止には万全を期すこと。
- (6) 使用財産を転貸し、又は使用権を譲渡しないこと。ただし、市の承認を得た場合には、この限りでない。
- (7) 車椅子利用者や体の不自由な方が利用しやすいよう物品等の陳列には十分配慮すること。
- (8) 売店従業員の駐車場・駐輪場、職員食堂及び職員用トイレ等の使用は許可する。
- (9) 関係法令に基づき、営業に必要な申請・届出等は出店事業者が行うこと。
- (10) 感染症に対して市が実施する感染予防策（消毒液の設置、施設内での飲食禁止等）について協力すること。

8 使用料の徴収

使用料は、毎月徴収する。なお、光熱水費及び通信費を含むものとする。

9 費用負担

- (1) 業務（出店）に当たり必要な改装や、設備に要する費用及び運営にあたって必要な備品等にかかわる費用は、使用者の負担とする。ただし、施工内容等については市担当者と十分に打ち合わせた上で、当院と積極的に連携を図り、確実な業務の立上げを行うこと。
- (2) 業務の有効期間が終了した場合又は期間の途中で業務を廃止した場合における撤収費用及び原状回復に係る費用は、使用者の負担とする。
- (3) 内線電話は市にて設置する。ただし、使用者の事情により外線を使用した時に係る使用料は使用者の実費負担とする。
- (4) 市側の事由により改装等が生じた場合の費用負担区分は、市と使用者で協議して決めるものとする。

10 運営上の基本条件

- (1) 市が使用財産の保安上必要な措置を命じた時は、これに従わなければならない。
- (2) 使用財産の保全のため、立入または現地調査を拒んではならない。
- (3) 使用者は、故意または過失により当該使用財産を滅失、棄損または汚損など原形を変形してはならない。
- (4) (3)の条件に違反したときは、当該使用財産の原状回復または損害賠償を命ずることがある。
- (5) 店舗での住込みは行わないこと。

- (6) 店舗内で常駐する従業員には、病院における売店業務であることの自覚を持ち、清潔感ある身なりで業務にあたる(名札必須)ことはもとより、利用者に対し親切かつ丁寧な接客対応に努めること。また、使用者は、これを遂行するため、積極的な接遇研修の啓発、実施に努めること。
- (7) 衛生材料等、市からの販売依頼があった場合は、迅速に対応し、利用者の利便性の向上に努めること。
- (8) 使用料については、市から月単位で請求書を発行するため、受理後30日以内に市の指定口座へ請求額を納入すること。
- (9) 使用者は、業務上知り得た利用者の個人情報第三者に漏洩してはならない。また、使用期間終了後も遵守しなければならない。
- (10) 本業務に関連する利用者からの意見・クレームに対して真摯に対応すること。
- (11) 食中毒等万一事故が起きた場合には、使用者の責任において対応し補償等行うものとする。

1.1 その他

本仕様書に疑義があるときは、双方協議し、決定するものとする。